

## 3 4 手話通訳者や要約筆記者を依頼するには

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員を派遣します。

手話通訳者には「手話通訳士」、要約筆記者には「要約筆記奉仕員」を含みます。

### 1 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者

※盲ろう者通訳・介助員派遣事業にあっては、利用者登録を受けた者

### 2 派遣依頼

派遣依頼は、お住まいの市町村障害福祉担当課へお申し込みください。

（市町村により利用者負担額が異なるので、お申し込みの際にご確認ください。）

※盲ろう者通訳・介助員派遣事業については、県聴覚障害者情報センターへお申し込み（お問い合わせ）ください。

〔問い合わせ先〕

- ・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課
- ・県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）（※盲ろう者通訳・介助員派遣事業）  
TEL 022-393-5501